

# 東近江市ふるさと寄附制度のご案内



## ◆ふるさと寄附（ふるさと納税）について

「ふるさと寄附」とは、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、愛着のある地域を応援したいという気持ちを形に表す仕組みとして、地方公共団体（都道府県や市町村）に対して寄附を行った場合、2,000円を超える部分について一定の範囲内で、所得税・住民税から控除される制度です。

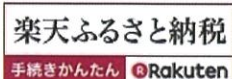
東近江市では、市外にお住まいで10,000円以上のふるさと寄附をいただいた方に特産品をお届けしています。

## ◆お申し込み方法

お申し込みは、インターネットまたは寄附申込書のいずれかでお申し込みいただけます。

### その1：インターネットでのお申し込み

東近江市のホームページから「東近江市 ふるさと寄附制度」のバナーをクリックしてください。「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」のいずれかのホームページからお申し込みください。



### その2：寄附申込書でのお申し込み

下記の東近江市商工観光部観光物産課にお電話ください。申込書を送付しますので、必要事項をご記入の上、郵送、FAXまたは電子メールで返送してください。

## ◆寄附金の納付方法

寄附金は、次のいずれかの納付方法で入金いただけます。

### 【クレジットカードを使って】

「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」のいずれかのふるさと納税ポータルサイトの納付方法で「クレジット決済」を選択してお申し込みください。

- 取扱カードブランドは、VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、ダイナースです。（手数料は無料です。）

### 【納付書を使って】

「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」のいずれかのふるさと納税ポータルサイトの納付方法で「納付書」を選択してお申し込みください。後日、東近江市から「納付書」を郵送します。（手数料は無料です。）

### 【現金書留で】

「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」のいずれかのふるさと納税ポータルサイトの納付方法で「現金書留」を選択してお申し込みください。寄附金と寄附申込書を現金書留にて東近江市観光物産課までお送りください。

### 【納付書を使って】

寄附申込書の納付の方法欄の「納付書を用いて最寄りの金融機関で寄附します。」にチェックをして、「市指定金融機関」、「ゆうちょ銀行」のいずれかを選択してください。後日、東近江市から「納付書」を郵送しますので金融機関窓口でお振り込みください。

### 【現金書留で】

寄附金と寄附申込書を現金書留にて東近江市観光物産課までお送りください。

## ◆ふるさと寄附の「返礼品」について

### 【返礼品をお届けする流れ】



郵便振替は、入金の確認に10日から2週間かかります。

- ①寄附金の入金を確認した後に、事業者へ発注します。返礼品のお届けには約1か月かかります。季節商品については、旬の時期にお届けします。
- ②特産品については、事業者から直接送付します。
- ③一部の返礼品（生のもの等）については、発送日の調整のため事業者から直接電話をいたします。
- ④受取ができず返送となった商品については、原則再度の送付ができませんのでご了承ください。

### 【返礼品リストの見方】

030H05●●●● [高島屋選定品]

返礼品の最初の数字「030」が寄附金額「30,000円」を表しています。



## ◆寄附金の使い道の選択

東近江市では、みなさんからいただいた寄附金を基金に積み立て、東近江市のまちづくり事業に活用しています。ご寄附をいただく場合、次の提案メニューの中から選択していただけます。

- ① 鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる自然や魅力ある歴史、文化、伝統を生かしたまちづくりに関する事業
- ② 誰もが暮らしやすいまちをつくるための担い手となる人材の育成に関する事業
- ③ 安全で快適なまちをつくるための都市基盤の整備に関する事業
- ④ 市長が必要と認める事業

## ◆寄附金控除について

- ・寄附金控除については次の①と②が受けられます。
  - ① 寄附を行った年の所得税からの所得控除
  - ② 寄附を行った翌年度の住民税からの税額控除
- ・控除対象額は、寄附金のうち2,000円を超える部分です。
- ・②の控除額については、個人住民税所得割の2割が上限です。
- ・控除を受けるには確定申告又はワンストップ特例の申請が必要です。  
(参考：総務省ホームページ)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

### 【お問い合わせ】

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部観光物産課

TEL 0748-24-5662 IP 050-5801-5662

FAX 0748-23-8292

✉ kanko@city.higashiomi.lg.jp

